

2 東京都の融資制度

(1) 小口資金融資 《 略称:小口 》

小規模事業者向けの小口融資です。(国の全国統一保証制度)

◇ご利用いただける方((ア)～(ウ)の全てを満たす方)

(ア) 中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者であること。

(イ) 「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本条件を満たすこと。

(ウ) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が1,250万円以下であること。

- ① 融資限度額 1,250万円
- ② 融資期間 運転資金 7年以内、設備資金 10年以内
- ③ 融資利率 [固定金利]1.9%以内～2.5%以内
[変動金利]短プラ+0.7%以内
- ④ 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要します。
- ⑤ 信用保証料補助 保証料の2分の1

【 問合せ先 】

東京都産業労働局金融部金融課

☎03-5320-4877

(2) 経営支援融資 (区市町村認定書必要型 《 略称:経営セーフ 》)

セーフティネット保証の認定を受けた中小企業者が対象となります。

一般の信用保証とは別枠で2億8,000万円まで信用保証協会の信用保証が受けられます。上記の企業者に対して、東京都が信用保証料の2分の1を補助します。

◇ご利用いただける方((ア)～(ウ)の全てを満たす方)

(ア) 中小企業者又は組合であること。

(イ) 「東京都中小企業制度融資要項」の融資対象の基本条件を満たすこと。

(ウ) セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた方

- ① 融資限度額 2億8千万円
- ② 融資期間 運転資金・設備資金 10年以内(据置期間2年以内を含む。)
- ③ 融資利率 1.5%以内～2.2%以内(貸付期間による。)
- ④ 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要します。
- ⑤ 信用保証料補助 小規模企業者に対して、保証料の2分の1
- ⑥ その他 区市町村長のセーフティネットの認定が必要

【 問合せ先 】

東京都産業労働局金融部金融課

☎03-5320-4877

(3) 東京都動産・債権担保融資制度

中小企業者が保有している機械・設備(車両、工作機械等)や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効活用し、金融機関から不動産担保に頼らずに事業資金を借り入れることができる制度です。

① 制度のポイント

- ・1企業あたりの借入額は、最大で2億5千万円
- ・機械・設備を担保とする場合 : 長期資金(7年以内)の借入れ
売掛債権・在庫を担保とする場合 : 短期資金(1年以内)の借入れ
- ・借入に必要な経費(保証料や担保物件の評価費用等)の一部を東京都が補助

② 東京都の補助

- ・機械・設備の場合は融資額の4%、売掛債権・在庫の場合は融資額の3.5%を上限として必要経費の2分の1を補助

【 問合せ先 】

東京都産業労働局金融部金融課

☎03-5320-4877

(4) 新保証付融資

東京都の区域内に事業の基盤を置き、高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業に対し、東京都と地域の金融機関とが連携して金融支援を適切かつ円滑に実施し、中小企業の振興を図ることを目的に実施しています。

① 保証機関

(ア)オリックス株式会社、(イ)全国しんくみ保証株式会社

② 取扱金融機関(平成28年6月1日現在)

- ・東日本銀行 ・新銀行東京 ・東京都民銀行 ・八千代銀行 ・さわやか信用金庫 ・東栄信用金庫 ・小松川信用金庫 ・西部信用金庫 ・昭和信用金庫 ・城北信用金庫 ・青梅信用金庫 ・東京信用金庫 ・興産信用金庫 ・城南信用金庫 ・亀有信用金庫 ・西京信用金庫 ・東京三協信用金庫 ・東京東信用金庫 ・あすか信用組合 ・全東栄信用組合 ・文化産業信用組合 ・東京厚生信用組合 ・東信用組合 ・江東信用組合 ・青和信用組合 ・中ノ郷信用組合 ・共立信用組合 ・七島信用組合 ・大東京信用組合 ・第一勸業信用組合

※取扱金融機関と一定期間の融資取引があること。(ここでいう「一定期間の融資取引がある」とは、申込時点において、当該取扱金融機関に対する事業性資金に関する融資残高があり、かつ事業性資金に関する融資のある月が連続して12か月以上あって、取扱金融機関に対する債務の履行遅滞がないことをいいます。)

※取扱金融機関の最新の情報については、東京都産業労働局ホームページ「東京都新保証付融資制度」をご覧ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/chiiki.htm>

③ 融資条件

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

融資名称	オリックス(株)保証付融資	全国しんくみ保証(株)保証付融資
資金使途	事業性資金	運転資金・設備資金
融資限度額	2,500 万円以内	1,000 万円以内
融資機関	5 年以内	5 年以内
融資利率	3 年以内 : 2.4%以内	3 年以内 : 2.4%以内
	3 年超 5 年以内 : 2.6%以内	3 年超 5 年以内 : 2.6%以内
	5 年超 7 年以内 : 2.8%以内	5 年超 7 年以内 : 2.8%以内
保証人	法人は代表者全員 個人事業主では不要	法人は代表者全員 個人事業主では不要
物的担保	原則として不要	原則として不要
信用保証料	保証機関の定めるところによる。	保証機関の定めるところによる。

※融資案内は、東京都産業労働局ホームページ「東京都新保証付融資制度」にも掲載されています。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/chiiki.htm>

【 問合せ先 】

東京都産業労働局金融部金融課

☎03-5320-4877